

授業料免除提出書類

(詳細は、「授業料免除申請のしおり」を参照してください)

1. 授業料免除申請書

2. 就学者以外の世帯員全員の課税(非課税)証明書(原本) 平成30年1月以降に
発行されたもの (前期申請時は、平成28年内容が最新のものです)

に加えて

・給与所得者は、平成29年源泉徴収票(写)

・給与所得者以外(営業所得等)者は、受付印のある確定申告書控(写)第1表
及び第2表

※平成29年源泉徴収票又は確定申告書がない者は、

給与支払(見込)証明書、年金支払通知書、退職金・保険金等支払通知書、
雇用保険受給資格者証、無職の申立書等の所得が分かる証明書。

(H29年の途中で、就職・転職の場合は最近3ヶ月の給与明細書から所得を算出)

※就学者(申請者及び中学生以下は除く)は、在学証明書。

ただし、国立大学在籍者は、在学・授業料免除状況証明書。

3. 奨学金受給状況証明書 (受給してない者は「なし」として提出)

4. アルバイト等収入状況申立書 (アルバイト等をしてない者は「なし」として提出)

5. その他必要書類

6. 授業料免除不足書類票 (受付当日配付)

7. マークシート (受付当日配付)

8. 申請用封筒 (受付当日配付)

1~4は全員提出してください。

5については、世帯・生計の状況により「授業料免除申請のしおり」を熟読のうえ必要書類を提出してください。

●母子父子

共通の提出書類に

加えて

1. 母子父子世帯申立書【様式5】

【注】・経済力のない祖父母とは給与収入1,662,500円以下(所得金額50万円以下)
のこと。年金は給与収入とみなします。

・18歳以上の就学者でない兄弟等がいる場合は認定されません。

●独立生計(学部生は認定されない)

共通の提出書類に

加えて

1. 独立生計者申立書【様式10】

2. 父母等の所得を証明するもの(両親等の扶養から外れていることの確認のため)

3. 本人と同一住居に居住する全員の住民票(原本)

4. 健康保険証(写)(本人又は配偶者が健康保険等の被保険者であること)

●私費外国人留学生

共通の提出書類に

加えて

1. 経済状況申立書【様式11】

・指導教員の所見及び署名(捺印)が必要

2. 住宅費に関する証明書類

・賃貸契約書(写) 神戸大学学生寮、国際交流会館の居住者は不要